

志木市いじめ防止基本方針

「いじめ」とは、「子供が、一定の人間関係のある他の子供から心理的、物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む）を受けたことにより、精神的な苦痛を感じているもの。」とする。

いじめは、どの集団、どの子供にも起こりうる最も身近で深刻な人権侵害である。そのため、広く社会全体で真剣に取り組まなければならない。

志木市では、いじめのない社会の実現に向けて、市民がそれぞれの役割を自覚し、相互協力し、活動する。そして、子供は自らがいじめのない社会をつくる推進者であることを自覚し、いじめを許さない社会の実現に努める。

平成26年5月策定

平成30年3月改定

志木市

はじめに	1
第1 いじめの防止等のための基本的な考え方	1
1 いじめの未然防止	1
2 主体的にいじめ防止に取り組む態度の育成	2
3 組織的な対応	2
4 関係機関との連携	2
第2 いじめ防止に向けた方針	2
1 市・教育委員会として	2
2 学校として	3
3 保護者・地域として	3
4 子供として	3
5 関係機関として	3
第3 いじめ防止対策のための施策	4
1 市・教育委員会が実施する施策	4
(1) 志木市いじめ問題対策連絡協議会の設置	4
(2) 志木市いじめ防止対策委員会の設置	4
(3) 市立小・中学校への支援	4
(4) 教育相談体制の整備	5
(5) 保護者、地域及び関係機関等との連携	5
(6) いじめを許さない子供たちを育てる気運の醸成	5
2 学校が実施する施策	5
(1) 学校いじめ防止基本方針の策定	5
(2) 学校いじめ防止基本方針を定める意義の周知	5
(3) いじめ防止への取組に係る学校評価項目への位置づけ	6
(4) いじめ根絶に向けた年間指導計画の策定	6
(5) いじめ防止等に取り組む校内組織の設置	6
(6) いじめの未然防止	6
(7) いじめの早期発見	7
(8) いじめへの対処	8
3 保護者の取組	8
4 子供の取組	8
5 関係機関の取組	8
第4 重大事態への対処	8
1 教育委員会、学校の取組	9
2 重大事態の報告を受けた市長の再調査等	9
第5 その他いじめの防止等のための対策に関する重要事項	9

はじめに

いじめは、いじめを受けた子供の人権及び教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである。

いじめは、決して許される行為ではない。いじめを受けている子供がいた場合には、大人が最後まで守り抜き、いじめをしている子供にはその行為を許さず、また、いじめの事実を黙認している子供には勇気を持って対処する力を与えるなど、毅然とした指導が必要である。

いじめを防止するには、学校や子供と関わりの深い教育関係者が中心となり、市民全員が子供のいじめに関する問題意識を共有するとともに、各々が自己の役割を認識し、子供自らも豊かな社会や集団を築く主体であることを自覚し、市全体でいじめを許さない風土づくりを進めていかなければならない。

志木市いじめ防止基本方針は、いじめ問題の対策をさらに実効的なものとし、子供たちの尊厳を保持する目的のもと、国、県、市、学校、保護者及び地域その他の関係者が連携し、いじめ問題の克服に向けて取り組むよう、いじめ防止対策推進法(平成25年法律第71号。以下「法」という。)第12条の規定に基づき、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するために策定するものである。

この志木市いじめ防止基本方針では、いじめの防止等の取組を市全体で円滑に進めていくことを目指し、いじめの未然防止、子供たちが主体的にいじめ防止に取り組む態度の育成、組織的対応、関係機関との連携を市のいじめ防止等の基本的な考えの柱として、すべての子供の健全育成及びいじめのない子供社会の実現を目指すものである。

志木市立小・中学校においては、国及び県の示すいじめ防止等のための基本的な方針と志木市いじめ防止基本方針を参酌して、学校が取り組むべき「学校いじめ防止基本方針」を策定し、学校における「いじめの防止等を推進する体制づくり」を確立するとともに、迅速かつ適切に「重大事態」等に対処することが必要である。

第1 いじめの防止等のための基本的な考え方

市は、法第3条の基本理念を実現すべく、いじめ防止等のための基本的な考え方を次のとおり示す。

1 いじめの未然防止

いじめは、どの子供にも起こり得るという事実を踏まえ、すべての子供について、市・教育委員会及び学校は、連携して学校の内外を問わずいじめの未然防止に努める。

2 主体的にいじめ防止に取り組む態度の育成

いじめを行わず、また、いじめを認識しながらこれを放置することなく、すべての子供がいじめの問題に関して理解を深め、互いに尊重し合う意識や主体的にいじめ防止に取り組む態度を育てることを目指す。

3 組織的な対応

いじめは重大な人権侵害であるとともに、いじめはどの学校にも、どの学級にも、どの子供にも起こり得るとの認識に立ち、いじめが発生した場合には、いかなる理由があっても被害者の側に寄り添い、組織的に指導及び支援する。

4 関係機関との連携

いじめの未然防止、早期発見、早期解決に向け、学校と教育委員会との連携を強化するとともに、第三者や専門家の意見を取り入れる仕組みを整え、関係機関との連携を深める。

第2 いじめ防止に向けた方針

志木市いじめ防止基本方針は、上記の基本的な考え方のもと、いじめを防止するための対策を下記のとおり、それぞれの立場で推進することにより、子供たちをいじめから守るとともに、子供たち一人ひとりが、豊かに希望を持って育つことができる社会の実現のため市をあげて力を尽くすことを目指すものである。

1 市・教育委員会として

- (1) 市・教育委員会は、法の趣旨を踏まえ、国及び県の基本方針を参酌し、いじめの防止に関する基本的な方針を定め、これに基づき、いじめ防止のための必要な施策を総合的に実施する。
- (2) いじめの防止及び早期発見、いじめを受けた子供に対する適切な支援やいじめを行った者等に対する適切な指導及び支援を行うため、いじめに関する相談体制の充実や学校、保護者、地域及び関係機関等との連携の強化、その他必要な体制の整備に努める。
- (3) 学校におけるいじめの実態の把握に努めるとともに、いじめに関する報告を受けたときは、迅速かつ適切にいじめを防止するための必要な措置を講じる。
- (4) 子供たちが安心して豊かに生活できるよう、いじめ問題への正しい理解の普及啓発や子供たちをきめ細かく見守る体制の整備、教職員の指導力の向上に努める。

2 学校として

- (1) あらゆる教育活動の中で、「いじめは決して許されない」ことへの理解を促し、豊かな情操や道徳心、互いの人格を尊重する態度を培い、さらに、子供が主体となって、いじめのない良好な人間関係を構築し、子供が安心して、豊かに生活できる学校づくりを目指す。
- (2) いじめの早期発見は、いじめへの迅速な対処の前提であることから、積極的にいじめを認知するために、定期的なアンケート調査や教育相談の実施、電話相談窓口の周知等、子供たちがいじめを訴えやすい体制を整え、保護者、地域と連携して子供たちを見守っていく。
- (3) いじめがあることが確認された場合、学校は直ちに、いじめを受けた子供の安全確保とその保護者への支援を行うとともに、いじめたとされる子供に対する適切な指導とその保護者への助言を組織的に行う。また、保護者、地域や教育委員会など関係機関と連携し、情報を共有しながら取り組む。
- (4) 社会全体で子供たちを見守り、健やかな成長を促すためにPTAや地域の関係団体等といじめの問題について協議する機会を設けるなど、いじめの問題について保護者、地域と連携して対策を推進する。

3 保護者・地域として

- (1) 子供のいじめを防止するために、学校や子供を見守っている地域の人々などとの情報交換に努めるとともに、根絶を目指し互いに補完し合いながら協働して取り組むことで、大勢の大人が見守っていることに気付かせる。
- (2) 子供に寄り添い、見守ることで、いじめの兆候等に気付ける立場であることを自覚するとともに、いじめを発見し、または、いじめのおそれがあると思われるときは、速やかに学校、関係機関等に相談または通報する。

4 子供として

- (1) 一人ひとりが思いやりの心を持ち、共に支え合い、自らが主体的にいじめのない風土をつくる。
- (2) いじめを受けたとき、いじめを発見したとき、友達からいじめについての相談を受けたときには、一人で抱え込まずに、家族や学校など周囲の人々に相談するなど積極的に解決する。

5 関係機関として

いじめの防止に関する啓発活動などを行い、相互に連携、協力し、いじめの根絶に努める。

第3 いじめ防止対策のための施策

いじめの防止等の対策の基本的な方向を示すとともに、いじめの未然防止や早期発見、いじめへの対処が、市・教育委員会、学校及び関係機関において組織的、計画的かつ迅速に行われるよう、講ずるべき対策の内容を以下に示す。

また、市・教育委員会、学校及び関係機関におけるいじめの防止等に係る日常的な取組やいじめの防止に資する教育的取組、啓発活動を定める。

1 市・教育委員会が実施する施策

(1) 志木市いじめ問題対策連絡協議会の設置

法第14条第1項の規定に基づき、市立小・中学校におけるいじめの早期発見・早期対応を図るため、市長部局、学校、教育委員会、所沢児童相談所、法務局（人権擁護機関）、朝霞警察署、その他関係者で構成される「志木市いじめ問題対策連絡協議会」を設置する。

(2) 志木市いじめ防止対策委員会の設置

教育委員会は、法第14条第3項の規定に基づき、志木市いじめ問題対策連絡協議会との円滑な連携の下に、学校におけるいじめ防止等の対策を実効的に行うための附属機関として、「志木市いじめ防止対策委員会」を設置する。

この志木市いじめ防止対策委員会は、必要があるときは、法第28条第1項に基づく調査を行うものとする。その構成員は、弁護士、精神科医、学識経験者、心理及び福祉など専門的知識及び経験を有する者であって、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係または利害関係を有しない者をもって構成し、その公平性及び中立性を確保する。

(3) 市立小・中学校への支援

- ① スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの派遣を推進する。また、相談日や取組を子供や保護者等に積極的に周知する。
- ② 教育相談組織の整備を支援するとともに、教育相談をコーディネートする教員の育成に努める。
- ③ 研修会等の実施や講師の派遣等により、教職員等のいじめ問題に対する指導力の向上に取り組む。
- ④ 定期的なアンケート調査や個人面談等の取組状況を把握し、いじめのない学校づくりのための取組を促す。
- ⑤ いじめの未然防止のための道徳教育を充実させる。
- ⑥ いじめを背景にした問題行動の未然防止及び早期対応・早期解消を図る。
- ⑦ 社会性や人間関係スキルの育成、望ましい人間関係づくりの取組を促す。
- ⑧ 子供によるいじめの防止等に係るルールづくり等の自発的な活動や主体的な活動を支援する。
- ⑨ ネットいじめへの対応を推進し、情報モラルの教育の充実を努める。

- ⑩ いじめ防止への取組に係る学校評価の実施上の留意点を周知する。
- ⑪ いじめの報告に対し、必要な措置を講ずることを指導・助言し、必要に応じて調査を行う。
- ⑫ 就学前の入学説明会等の機会をとらえ、幼児期からのいじめの未然防止に向けた取組を促す。
- ⑬ 部活動等、教員が行う業務の明確化を図り、外部指導者を派遣する等して、教員の負担軽減を図る。

(4) 教育相談体制の整備

- ① 子供を対象とする電話等による相談体制を整備する。
- ② 相談員の対応力の向上を図るため、研修を充実する。
- ③ 広報紙、ホームページ等で、子供用相談窓口を広報する。

(5) 保護者、地域及び関係機関等との連携

- ① いじめ防止等のための対策を総合的かつ効果的に行えるよう、市立小・中学校、高等学校、教育委員会、所沢児童相談所、法務局（人権擁護機関）、朝霞警察署等の関係機関、心理や福祉の専門家との連携を図るため、相互の連絡調整及び広報、啓発活動を行う。
- ② 市立小・中学校の実情に応じて、市・教育委員会、保護者、地域関係者等による学校サポートチーム（学校におけるいじめ・非行防止ネットワーク）の編成を推進する。
- ③ P T A、学校応援団（地域学校協働本部）等による健全育成の取組や学校サポートチームによるいじめ非行防止活動を推進し、学校、保護者及び地域の連携によるいじめの早期発見・早期対応を支援する。
- ④ ネットいじめやネットトラブルの防止対策について啓発する。

(6) いじめを許さない子供たちを育てる気運の醸成

- ① 人権作文、人権標語の作成や子供人権メッセージの活用を通じて、子供のいじめや差別を許さない人権意識の醸成を図る。
- ② いじめ根絶に向けた児童会や生徒会の活動を積極的に支援する。

2 学校が実施する施策

(1) 学校いじめ防止基本方針の策定

- ① 学校は、法第13条の規定に基づき、国、県及び志木市いじめ防止基本方針を参酌し、当該学校の実情に応じた学校いじめ防止基本方針を策定する。
- ② 学校いじめ防止基本方針は、いじめ防止等の基本的な取組の内容等について定める。
- ③ 学校は、学校いじめ防止基本方針を策定した後、速やかに公表し、保護者、地域の理解と協力が得られるよう努める。

(2) 学校いじめ防止基本方針を定める意義の周知

学校いじめ防止基本方針を定める意義について、次のように周知する。

- ① 学校いじめ防止基本方針に基づく対応が徹底されることにより、教職員がいじめを抱え込まず、かつ、学校がいじめへの対応が個々の教職員による対応ではなく、組織

として一貫した対応となる。

② いじめの発生時における学校の対応をあらかじめ示すことは、子供及びその保護者に対し、子供が学校生活を送る上での安心感を与えるととも、いじめの加害行為の抑止につながる。

③ 加害者への成長支援の観点を基本方針に位置付けることにより、いじめの加害者への支援につながる。

(3) いじめ防止への取組に係る学校評価項目への位置付け

学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施状況を学校評価の評価項目に位置づけ、その評価結果を踏まえ、取組の工夫・改善を図る。

(4) いじめ根絶に向けた年間指導計画の策定

学校いじめ防止基本方針に基づく、実効的で検証可能ないじめの根絶を目指した年間指導計画を作成する。

(5) いじめ防止等に取り組む校内組織の設置

① 学校は、法第22条の規定に基づき、いじめ防止等を実効的に取り組むため、管理職をはじめとする複数の教職員や必要に応じて相談員、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等により構成される校内組織を設置する。

② この校内組織は、管理職以下、全教職員の協力体制を確立し、教育委員会と適切に連携し、いじめを根絶させる中核となる役割を担う。

③ この校内組織の具体的な取組は、次のとおりである。

ア 学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施や年間指導計画の作成と実行。

イ 年間のいじめ防止等の取組についてのPDCAサイクルによる検証。

ウ いじめの相談及び通報の窓口。

エ いじめの疑いに関する情報の共有や子供の問題行動などに係る情報の収集と
いじめの未然防止。

オ いじめ事象に関係のある子供への事実関係の聴取、共通理解に基づく指導や支援の体制及び対応方針の決定と保護者、関係機関との連携。

(6) いじめの未然防止

① いじめられている子供の立場で指導及び支援を行う。

ア 子供の悩みを親身になって受け止め、子供の出すサインをあらゆる機会を捉えて見逃さない。

イ 自分の学級や学校にも深刻ないじめ問題が発生し得るという危機意識を持って対応する。

ウ いじめられている子供を守り通すことを最優先に指導及び支援する。

エ 教師は、日常の教育活動を通して常に子供との信頼関係の醸成に努める。

② いじめを許さない学級をつくる。

子供一人ひとりを大切にしながら指導を展開し、子供たちが主体的にいじめの未然防止に取り組む学級にするために、次のことを実践する。

ア 話し合いなどを通して、子供がいじめについて考えること。

イ 見て見ぬふりをしないよう指導すること。

ウ 自らの意志によって、行動がとれるように指導すること。

エ いじめは許さないという断固たる教師の姿勢を示すこと。

オ 道徳教育の充実を図ること。

カ 特別活動を通して、望ましい人間関係づくりを促すこと。

キ 学校・学年行事等を通して、学級の連帯感を育てること。

③ 豊かな心をはぐくむ道徳教育や体験活動を充実させる。

あらゆる教育活動を通じて、子供の豊かな情操と道徳心を培うため、全教職員の共通理解のもと道徳教育及び体験活動を充実させる。

④ 互いに尊重し合う意識を高める人権教育を推進する。

自分や他の人の個性や生命を大切にする気持ちを養い、人権を尊重する教育を推進する。

⑤ 学ぶ喜びを味わう学習指導を実践する。

子供が主体的に考え、判断し、表現する学習を通して、子供が学ぶ喜びを味わうことのできる授業を展開する。

⑥ 子供の主体的な活動に基づく児童会、生徒会活動を推進する。

児童会、生徒会において、いじめ撲滅や命の大切さを呼びかける活動や子供同士で悩みを聞き合う活動等、子供自身の主体的な活動を推進する。

⑦ ネットいじめへの対応を推進する。

インターネットやSNSの利用に関するルール等について子供に主体的に考えさせる等、情報モラルの教育の充実を図る。

⑧ 保護者、地域との連携強化を図る。

学校応援団、PTA、地域や関係団体との連携をさらに推進する。

(7) いじめの早期発見

① 学校は、日常的に子供の様子や行動を観察し、また、教育相談を行い、保護者と連携を図りながら、変化の把握に努める。

② 学校は、いじめの実態を適切に把握するため、アンケートの使用、子供との面談による定期的な調査により早期発見に努める。

③ 学校は、子供及びその保護者並びに教職員がいじめに係る悩み等を抵抗なく、いつでも相談できる体制を整備する。

④ いじめの早期発見のための留意事項は、次のとおりである。

ア 彩の国生徒指導ハンドブック「New I's」(以下「New I's」という。)にある「いじめ発見のチェックポイント」を活用し、該当する項目があれば子供に声を掛け、該当する項目が複数あるときには、生徒指導主任や学年主任に相談する。

イ「New I's」にある「いじめの見極めと状況別対応」を参考に、いじめの早期発見に向けた校内体制を確立する。

ウ「New I's」にある「いじめの取組のチェックポイント」を活用し、指導体制、教育指導の在り方、早期発見・早期対応に向けた体制、保護者、地域との連携の在り方について学校をあげて改善に努める。

(8) いじめへの対処

学校は、いじめに係る通報を受けた場合において、子供がいじめを受けていると分かったときは、迅速かつ組織的に事実確認を行い、いじめをやめさせるとともに、次の対応等により再発防止に努める。

- ① いじめを受けた子供に対する支援並びにその保護者に対する情報提供と支援を行う。
- ② いじめを行った子供に対する指導並びにその保護者に対する助言を行う。
- ③ 周りではやし立てる子供、見て見ぬふりをする子供等、傍観者は、いじめ行為への加担と同じであることに気づかせる指導を行う。
- ④ いじめられている子供の心の傷を癒すためにスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、相談員及び養護教諭との連携のもと子供を支援する。
- ⑤ インターネットを通じて行われる不適切な書き込み等については、被害の拡大を防ぐため、学校全体での指導と速やかに削除等の措置を行い、必要に応じて、教育委員会その他の関係機関等の協力や援助を求める。

3 保護者の取組

- (1) 保護者は、いじめに対する意識・理解を深め、いじめを発見する力と対応力を高める。
- (2) 保護者同士が、連携し、いじめ防止に対応する。

4 子供の取組

- (1) いじめは、相手の人権を踏みにじる行為であり、決して許されるものではないことを自覚し、自らいじめのない明るい学校づくりの一員として主体的に取り組む。
- (2) 身近にいじめがあるときは、先生や大人に相談をする。また、決して、自分からいじめることがないようにする。

5 関係機関の取組

- (1) 関係機関は、子供をいじめから守るため、市・教育委員会、学校、保護者、地域と相互に連携し、子供が安心して生活し、健やかに成長することができる環境づくりを推進する。
- (2) 関係機関は、いじめの防止に係る市民等の理解を深めるために必要な広報及び啓発に取り組む。

第4 重大事態への対処

重大事態の意味については、法第28条第1項第1号の「生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき」で、いじめを受ける子供の状況に着目して判断する。

あわせて、同項第2号の「相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき」で、「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。また、子供や保護者からいじめを受けて重大事態に至ったという申し立てがあった場合とする。この際、学校がいじめによる重大事態ではないと考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査に当たる。

教育委員会及び学校は、詳細な調査を行わなければ、事案の全容は分からないということを第一に認識し、軽々に「いじめはなかった」、「学校に責任はない」という判断はしない。

1 教育委員会、学校の取組

法第28条第1項第1号及び第2号が示す重大事態が発生した場合には、学校は、直ちに教育委員会に報告し、学校が主体となって調査を行う。その際、教育委員会が必要な支援をする。ただし、従前の経緯や事案の特性、いじめられた子供または保護者の訴えなどを踏まえ、学校主体の調査では、重大事態への対処及び同種の事態の発生の防止に必ずしも十分な結果を得られないと教育委員会が判断する場合や、学校の教育活動に支障が生じるおそれがあるような場合には、対策委員会が調査を実施する。

さらには、教育委員会または学校は、適切な方法で調査によって明らかになった事実関係を関係者の個人情報に十分に配慮し、いじめを受けた子供や保護者に説明する。なお、調査結果は、法第30条第1項の規定に基づき、教育委員会を通じて、市長に報告する。

2 重大事態の報告を受けた市長の再調査等

- (1) 市長は、法第30条第2項の規定に基づいて、教育委員会または市立小・中学校が行った調査の結果について、必要があると認めるときは、再調査を行う。
- (2) 市長は、教育委員会または市立小・中学校が行った調査の結果について再調査を行ったときは、法第30条第3項の規定に基づき、その結果を議会に報告する。
- (3) 市長及び教育委員会は、法第30条第5項の規定に基づき、調査の結果を踏まえ、重大事態と同種の事態の発生の防止、そのために必要な措置を講じる。

第5 その他いじめの防止等のための対策に関する重要事項

市は、国及び県のいじめ防止基本方針等を勘案して、必要に応じて、市いじめ防止基本方針にある各施策の効果を検証し、市いじめ防止基本方針の見直しを検討する。検討の結果、見直しの必要があると認められるときは、必要な措置を講じる。

また、教育委員会は、市いじめ防止基本方針について、実施状況を確認する。学校も同様に、学校いじめ防止基本方針について、実施状況を確認し、それぞれ公表する。